

11. 各種法令による青少年の呼称および年齢区分

(令和6年4月1日時点)

法 令 名 称	呼 称 等	年 齢 区 分
児 童 の 権 利 に 関 する 条 約	児 童	18歳未満の者
少 年 法	少 年	20歳未満の者
	特 定 少 年	18歳以上の少年
刑 法	刑事責任年齢	満14歳
児 童 福 祉 法	児 童	18歳未満の者
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児 童 虐 待 の 防 止 等 に 関 する 法 律	児 童	18歳未満の者
子 ども ・ 子 育 て 支 援 法	子 ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子 ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
こ ども 基 本 法	こども	心身の発達の過程にある者
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	子 ども	小学校就学の始期に達するまでの者
学 校 教 育 法	学 齢 児 童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学 齢 生 徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民 法	未 成 年 者	18歳未満の者
	婚 姻 適 齢	満18歳
労 働 基 準 法	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者(例外あり)
	年 少 者	18歳未満の者
	未 成 年 者	民法上の未成年者
道 路 交 通 法	幼 児	6歳未満の者
	児 童	6歳以上13歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子 ども	おおむね18歳以下の者
二十歳未満者喫煙禁止法	二十歳未満ノ者	20歳未満の者
	未 成 年 者	民法上の未成年者
二十歳未満者飲酒禁止法	二十歳未満ノ者	20歳未満の者
	未 成 年 者	民法上の未成年者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年 少 者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青 少 年	18歳未満の者
滋賀県子ども条例	子 ども	18歳未満の者
滋賀県青少年の健全育成に関する条例	青 少 年	6歳以上18歳未満の者 ※R6.4.20～ 18歳未満の者